

平成 22 年 8 月 6 日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類について

足利銀行（頭取 藤澤 智）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 7 条に基づき、金融円滑化への対応方針、体制整備の状況、同法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況について、別紙の説明書類のとおりお知らせいたします。

なお、法施行（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 22 年 6 月末までの間における実施状況の概要は、以下のとおりです。

【第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況の概要】

	合計		中小企業		住宅ローン	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	8,268	207,704	7,321	194,342	947	13,362
実行に係る貸付債権	6,352	173,316	5,845	166,010	507	7,306
謝絶に係る貸付債権	370	5,334	274	4,049	96	1,285
（うち謝絶とみなした貸付債権）	(320)	(4,720)	(234)	(3,506)	(86)	(1,214)
審査中の貸付債権	1,112	23,214	984	21,315	128	1,898
取下げに係る貸付債権	434	5,839	218	2,967	216	2,871

※平成 22 年 6 月末までの累計

条件変更等の申込みを受けた件数は 8,268 件（中小企業：7,321 件、住宅ローン：947 件）、このうち 6,352 件を実行いたしました。なお、謝絶に係る件数は 370 件ですが、このうち申込みから 3 か月の間に実行に至らず謝絶とみなした件数が 320 件含まれており、これを除いた実質的な謝絶に係る件数は 50 件（全体の申込みの 0.6%）となります。

依然として厳しい経済金融環境が続く中、当行ではお客さまへの円滑な資金供給が私ども金融機関の責務であるとの認識に立って「金融の円滑化」の実現に向けて引き続き対応してまいります。

以 上

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第7条第1項に規定する説明書類**

平成22年8月6日

株式会社足利銀行
代表執行役頭取 藤澤 智

【書類目次】

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)
- 第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 組織体制

- (1)当行は、お借入条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備することに努めます。
- (2)具体的には、取締役会は金融円滑化担当執行役を配置し、金融円滑化にかかる施策や態勢整備に関する企画立案・推進のほか、中小企業金融円滑化法で求められる開示・報告等の対応を行うため、融資統括部に「金融円滑化推進室」を設置し、金融円滑化推進室長を金融円滑化管理責任者として設置しました。また、金融円滑化に関する行内横断的な課題への対応を実現するため、「金融円滑化本部責任者」(本部部室長)、「金融円滑化営業店責任者」(支店長、ローンセンター長)を設置しました。当行は、この体制により、ここで定める「中小企業者等に対する金融の円滑化に関する方針」を行内に周知するとともに、必要に応じて見直しを行ってまいります。
- (3)お客さまの利便向上のため、本部(お客さま相談室)にお借入条件変更等にかかる苦情ご相談窓口として「金融円滑化苦情相談窓口」を設置します。「金融円滑化苦情相談窓口」は、お借入条件の変更等における当行の対応に関するご意見(苦情)について、審査部署等と連携しながら責任を持って対処します。
- (4)当行は、本方針およびお借入条件の変更等の実施状況を当行ホームページ上で公開します。また、行政庁に対して、所要の報告、対応を行います。

2. お借入条件の変更等のお申込みに対する方針

「お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに対しては、お客さまのご要望を真摯にお伺いし、できる限り、ご返済負担の軽減に資する措置をとるよう努めてまいります。」

- (1)お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに関するご相談を受けた場合には、お客さまのお悩みやご要望に真摯に対応させていただき、当該ご相談に係るお申込みを妨げることや、お客さまのご意思に反してお申込みを取り下げさせていただくようなことはいたしません。
- (2)お客さまからお借入条件の変更等のお申込みがあった場合には、当該お申込み内容の記録・保存を徹底してまいります。
- (3)お借入れ条件の変更等に条件を付けさせていただく場合には、その内容を速やかにお伝えし、十分に説明を行うよう努めてまいります。
- (4)やむを得ず、お借入れ条件の変更等のお申込みをお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係等を踏まえ、その理由について、お客さまにご納得いただけるよう、具体的かつ丁寧に説明を行うよう努めてまいります。
- (5) お借入れ条件の変更等のお申込みをお断りさせていただいた場合、または、お客さまよりお取り下げがあった場合には、その理由や内容について記録・保存いたします。
- (6) お借入れ条件の変更等に関する苦情相談については、真摯に対応させていただくとともに、その内容について記録・保存いたします。また、苦情の内容と発生状況について、営業店と本部が一体となって検証し、お客さまのご意見を踏まえ、銀行全体として適切に改善、対応するよう努めます。
- (7)上記(1)～(6)で定める対応や進捗管理の状況については、報告や検証態勢を整備して、対応が十分でない場合には速やかに改善をはかってまいります。

3. 中小企業者のお客さま

- (1) 中小企業者のお客さまへのご融資は、そのお客さまのニーズや特性、事業の状況を勘案し、できる限り、柔軟に行うよう努めます。
- (2) 中小企業者のお客さまからのお借入れ条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの事業についての改善、または、再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じて検討してまいります。
- (3) 中小企業者のお客さまとの密度の濃いコミュニケーションを重視したリレーションシップをより強化し、財務内容の改善のほか、経営全般のニーズに則した経営改善計画の策定を支援してまいります。また、経営改善計画の策定後も、その進捗状況を確認・検証し、必要に応じて経営改善計画の見直しについて助言するほか、当行のコンサルティング機能を発揮した情報支援や経営支援のアドバイスを行う等、きめ細かな対応に努めてまいります。
- (4) 当行以外の金融機関からお借入れをされている場合には、お客さまから同意をいただいた上で、当該金融機関と緊密に連携をはかり、お借入の返済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めてまいります。
- (5) お客さまが、特定認証紛争解決事業者（いわゆる事業再生ADR解決事業者）や株式会社企業再生支援機構による支援を申請され、当行にその協力要請がなされた場合には、その経緯等を踏まえて、お客さまの事業についての改善、または再生可能性を最大限検討し、できる限りの対応を行うよう努めてまいります。
- (6) 当行は、前(4)～(5)の場合において、他の金融機関、日本政策金融公庫、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携にあたっては、独占禁止法等の違反行為とならないよう、十分留意してまいります。

上記(1)～(6)の方針に則って、以下の通り対応に努めてまいります。

ご相談の受付

迅速かつ的確な対応を行うため、お取引いただいている営業店担当者にてご相談を承ります。

なお、営業店では、「事業性融資ご返済相談受付窓口」を設けており、支店長（金融円滑化営業店責任者）が、受付および対応の状況を適切に管理します。

また、ご相談は、具体的協議を速やかに進める観点から、営業店担当者が訪問させていただく、または取引店にご来店いただく等、経営者の方等との直接のご面談にて対応いたしますが、電話でのご相談も承られるよう態勢を整備いたします。

お申込みへの対応・審査

お申込み内容の審査に際しては、お取引のご希望日やお客さまの資金繰りに関して、常に十分注意を払い、営業店・本部で適時適切に情報共有を行うとともに、お客さまの財務内容等の定量面だけでなく、事業の内容など定性面も合わせて考慮させていただきます。

審査の過程では、お客さまから資料のご提出をいただくことや他の金融機関とのお取引状況を確認するための同意をいただくなどの場合が生じます。その場合でも、お客さまへの過度のご負担とならないよう注意いたします。

お客さまへのご回答・説明

取引店は、お客さまからのお申込みの受付時、または、審査手続きを進めていく際に、見積もった回答期限（目安）を提示して、お客さまの資金繰りに悪影響を与えないよう留意いたします。また、審査

結果については、可能な限り速やかにお客さまにお知らせいたします。また、実行に際して条件を付けさせていただく場合には、その内容についても可能な限り速やかにお客さまに対してお伝えするとともに十分に説明いたします。

なお、やむを得ずお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係等を踏まえ、お客さまにその理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けます。

他の金融機関との連携

複数の金融機関からお借入れを行っているお客さまからお借入条件の変更等のお申込みを受けた場合、または、他の金融機関からお客さまのお借入条件の変更等のお申込みに係る情報について照会を受けた場合には、緊密な連携をはかるよう努めてまいります。その際には守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提として対応いたします。

なお、他の金融機関がお客さまに対してお借入条件の変更等に応じたことが確認できたときは、お客さまの事業についての改善または再生の可能性、他の金融機関がお借入条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、お借入条件の変更等を行うように努めます。

(注)これらについては、独占禁止法等の違反行為とならないよう、例えば、次の点に留意します。

- ・金融機関間で情報の確認を行うに際しては、個別のお申込み案件毎に行い、当該案件に係る事項に限って取り扱います。
- ・お借入条件の変更等への対応についての最終的な判断は、当行の責任において行います。

経営改善計画の策定支援

お客さまとの協議にあたり、経営改善計画の策定に向けて真摯に議論するよう努めます。また、経営改善計画を策定するご意思のあるお客さまからの要請がある場合には、計画策定の支援に努めます。

条件変更対応保証への対応

当行が信用保証協会の保証なしではお借入条件の変更等が困難と判断する場合で、お客さまが条件変更対応保証のご利用を希望されるときは、お客さまの事業についての改善または再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に対して交付します。また、条件変更対応保証の利用に先立って、お客さまの事業についての改善または再生に向けた真摯な検討を行うなど、条件変更対応保証の制度・目的を踏まえた対応を行います。

お借入条件の変更等実施後の対応

お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて助言を行うよう努めます。また、お客さまのお借入条件の変更以降のご融資(新規融資やお借入条件の再変更等)のお申込みについても、お借入条件の変更等の履歴等の形式的な事象のみの審査判断とならないよう努めてまいります。

(注)期中管理にあたっては、いたずらに資料を督促するなどしてお客さまに過度のご負担をかけることのないよう配慮します。

4. 住宅資金のお借入をご利用のお客さま

(1)お客さまからご返済負担の軽減のお申込みがあった場合には、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客さまの財産および収入の状況を十分に勘案し、できる限りの対応を行うよう努めてまいります。

(2)上記(1)の場合において、他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等が関係している場合には、各機関との緊密な連携をはかるよう努めてまいります。なお、連携にあたりましては、独占禁止法等の違反行為とならないよう、十分留意してまいります。

上記(1)～(2)の方針に則って、以下の通りの対応に努めてまいります。

ご相談の受付

迅速な対応を行うため、お取引いただいている営業店またはローンセンターにてご相談を承ります。なお、営業店またはローンセンターでは「住宅ローンご返済相談受付窓口」を設置し、担当者および支店長またはローンセンター長が、受付および対応の状況を適切に管理いたします。

また、ご相談は、具体的協議を速やかに進めるためにご来店いただく等、原則、面談にて対応いたしますが、電話でのご相談も承られるよう態勢を整備いたします。

ご相談への対応・審査

お申込み内容の審査を行うに際しては、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客さまの財産や収入の状況を十分に勘案し、迅速かつ適切に審査を行い、ご要望にきめ細かく応じるよう努めてまいります。

また、審査の過程で、お客さまから資料のご提出や収入の見通しをお聞かせいただく等の場合が生じます。その場合でも、お客さまへの過度のご負担とならないよう注意いたします。

お客さまへのご回答

営業店またはローンセンターでは、審査結果を速やかにお客さまにお伝えし、所定の手続きに則り、速やかに実行手続を行います。また、お借入条件の変更等の際に条件を付けさせていただく場合には、その内容を可能な限り速やかにお客さまに対してお伝えし、十分に説明します。

なお、やむを得ずお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係等を踏まえ、お客さまにその理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けます。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

足利銀行は、借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備いたしました。

営業店の担当者は、

- ・お客さまからお借入条件の変更等のお申込みがあった場合には、その内容および対応状況を漏れなく記録するとともに、案件進捗管理を開始します。つきましては、お申込みの受付においては、ご希望される借入条件の変更等の内容、お申込みに至る経緯、他の金融機関を含めたお借入の状況等をお伺いいたします。
- ・受け付けた借入条件の変更等のお申込み、および、その検討の進捗状況について、毎日、金融円滑化営業店責任者(支店長)に報告します。

金融円滑化営業店責任者(支店長)は、

- ・お借入条件の変更等の申込みが漏れなく記録され、案件進捗管理が適切に行われているかを点検します。
- ・案件検討の進捗状況を点検し、検討が長期化することによりお客さまに迷惑がかからないよう、役職者ならびに担当者を指導します。
- ・定期的にお借入条件の変更等のお申込み、応諾、謝絶および検討の進捗状況を取りまとめ、金融円滑化推進室に報告します。

金融円滑化推進室は、

- ・各営業店からの報告を取りまとめ、金融円滑化担当執行役に状況報告を都度行うとともに、定期的に取締役会等に報告します。

取締役会等は、

- ・報告の内容を検証し、必要に応じて、体制の見直し等を含め、金融円滑化担当執行役および金融円滑化管理責任者に指示します。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

足利銀行は、借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うため、以下のとおり体制を整備しました。

< 中小企業金融円滑化法に関する当行の苦情相談窓口 >
お客さま相談室 「金融円滑化苦情相談窓口」 (フリーダイヤル 0120-550-760 受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日等銀行休業日は除く)

「金融円滑化苦情相談窓口」(お客さま相談室)は、

- ・お借入条件の変更等に係るお客さまからの苦情相談に直接対応してまいります。
- ・必要に応じて、関連各部と協力して、問題の解決に努めます。
- ・お客さまからの苦情・相談については、その内容を漏れなく記録・保存してまいります。

金融円滑化管理責任者は、

- ・「金融円滑化苦情相談窓口」が受け付けたお借入条件の変更等に係るお客さまからの苦情相談の状況については、定期的に報告を受け、その状況を把握します。
- ・関連各部と協力して、苦情相談事例に関する問題の分析・検証を行い、再発防止に向けた対応策を検討の上、取締役会等に報告します。

取締役会等は、

- ・再発防止策等が十分であるかを検証し、必要に応じて、体制の見直し等を含め、金融円滑化担当執行役および金融円滑化管理責任者に指示します。
- ・再発防止に向けた対応策を検討し、金融円滑化管理責任者を通じて、営業店を指導・監督します。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

足利銀行は、中小企業者の事業改善又は再生のための支援を適切に行うために、以下の通り体制を整備いたしました。

営業店および本部は、

- ・ 中小企業者のお客さまとの強固なリレーションシップのもとで、財務内容の改善のみならず、経営全般のニーズ(事業面、外部環境の変化への対応等)に則した経営改善計画の策定・実践を支援してまいります。
- ・ また、継続的に、中小企業のお客さまの経営改善計画の進捗状況を確認・検証し、経営改善計画の見直しを助言、支援するなど、当行のコンサルティング機能を発揮し、きめ細かな対応をおこなってまいります。
- ・ 株式会社企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関と連携し、様々な再生手法の中から最適な再生手法を活用し、中小企業のお客さまの再生に取り組んでまいります。

融資第二部は、

- ・ 事業改善への支援をおこなうための専門的な組織として、直接お客さまと面談させていただくとともに、事業改善支援に関する営業店の指導、監督を強化してまいります。
- ・ 金融円滑化管理責任者を通じて、活動状況を取締役会等に報告します。

取締役会等は、

- ・ 融資第二部の活動状況を検証し、必要に応じて、金融円滑化担当執行役や金融円滑化管理責任者を通じて、対応強化や態勢見直しを指示します。
- ・ お客さまからの事業改善相談に柔軟に対応できるよう、実践的な行内研修等を通じて、行員の目利き能力の向上に努めます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)

(別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	29,790	111,813	194,342					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	24,437	89,384	156,358					
うち、実行に係る貸付債権の額	5,558	80,007	134,962					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0					
うち、謝絶に係る貸付債権の額	209	1,200	2,907					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0					
うち、審査中の貸付債権の額	18,650	7,732	16,506					
うち、取下げに係る貸付債権の額	19	443	1,983					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	5,353	22,429	37,983					
うち、実行に係る貸付債権の額	819	17,804	31,047					
うち、謝絶に係る貸付債権の額	34	320	1,142					
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	3					
うち、審査中の貸付債権の額	4,422	3,826	4,809					
うち、取下げに係る貸付債権の額	77	478	984					

(注)謝絶に係る貸付債権の額には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している金額(合計 3,506 百万円)が含まれております。

(別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,053	4,188	7,321					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	590	2,259	4,099					
うち、実行に係る貸付債権の数	186	1,829	3,342					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	52	150					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0					
うち、審査中の貸付債権の数	396	345	522					
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	33	85					
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	463	1,929	3,222					
うち、実行に係る貸付債権の数	100	1,478	2,503					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	46	124					
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	2					
うち、審査中の貸付債権の数	346	345	462					
うち、取下げに係る貸付債権の数	14	60	133					

(注)謝絶に係る貸付債権の数には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している債権数(合計 234 件)が含まれております。

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9,288	28,860	56,301					
うち、実行に係る貸付債権の額	1,559	24,452	46,851					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0					
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	462	1,173					
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	46	545					
うち、審査中の貸付債権の額	7,720	3,804	7,224					
うち、取下げに係る貸付債権の額	8	140	1,052					

(注)謝絶に係る貸付債権の額には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している金額(合計 1,140 百万円)が含まれております。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	283	929	1,631					
うち、実行に係る貸付債権の数	55	725	1,293					
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	22	73					
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	4	40					
うち、審査中の貸付債権の数	226	171	237					
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	11	28					

(注)謝絶に係る貸付債権の数には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している債権数(合計 69 件)が含まれております。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別表5)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付 債権の額	3,181	9,235	13,362					
うち、実行に係る貸付債権の額	128	3,970	7,306					
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	401	1,285					
うち、審査中の貸付債権の額	2,849	3,089	1,898					
うち、取下げに係る貸付債権の額	203	1,773	2,871					

(注)謝絶に係る貸付債権の額には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している金額(合計 1,214 百万円)が含まれております。

(別表6)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付 債権の数	205	642	947					
うち、実行に係る貸付債権の数	11	270	507					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	36	96					
うち、審査中の貸付債権の数	182	204	128					
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	132	216					

(注)謝絶に係る貸付債権の数には、申込みから3ヶ月が経過したことによって謝絶とみなして集計している債権数(合計 86 件)が含まれております。